

日産・自動車大学校



# 学 則

付

細

則

(2024年度入学者用)

学校法人 日産学園

専門  
学校

**日産栃木自動車大学校**

## 目 次

|                              | 頁  |
|------------------------------|----|
| 第 1 章 総 則 .....              | 1  |
| 第 2 章 課程、学科、修学年限及び定員 .....   | 1  |
| 第 3 章 修業期間及び休業日 .....        | 2  |
| 第 4 章 教育課程、授業時数及び教職員組織 ..... | 2  |
| 第 5 章 入学、休学、退学、除籍、及び卒業.....  | 2  |
| 第 6 章 賞 罰 .....              | 5  |
| 第 7 章 学生納付金及び入学検定料 .....     | 5  |
| 第 8 章 健康管理 .....             | 6  |
| 第 9 章 そ の 他 .....            | 6  |
| 附 則 .....                    | 6  |
| 別 表 .....                    | 8  |
| 細 則.....                     | 11 |
| 様 式 .....                    | 16 |

# 学 則

## 第 1 章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法の目的・理念、および学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(名称)

第2条 本校は、専門学校 日産栃木自動車大学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、栃木県河内郡上三川町大字上郷字南西原 2120 番に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員

(課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

| 課 程 名  | 学 科 名                                                                                                                                                                                                                                | 修業年限 | 入学定員 | 総定員  |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------|
| 工業専門課程 | 自動車整備科                                                                                                                                                                                                                               | 2 ヶ年 | 75名  | 150名 |
|        | 一級自動車工学科                                                                                                                                                                                                                             | 4 ヶ年 | 55名  | 220名 |
|        | 国際自動車整備科                                                                                                                                                                                                                             | 3 ヶ年 | 45名  | 135名 |
|        | スポーツメカニクス科                                                                                                                                                                                                                           | 1 ヶ年 | 10名  | 10名  |
|        | 備考：・一級自動車工学科は1年次と2年次に二級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとし、3年次と4年次に一級自動車整備士養成の規定科目を修業するものとする。<br>・スポーツメカニクス科は自動車整備科（2か年）、もしくは、一級自動車工学科（4か年）を修業した後に、1か年スポーツメカニクス科の規定科目を修業するものとする。<br>・国際自動車整備科は1年次に自動車整備の基礎を習得し、2年次と3年次に2級自動車整備士養成の規定科目を履修するものとする。 |      |      |      |

### 第3章 修業期間及び休業日

(修業期間)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで ※

前期終了と後期開始は授業計画により多少の変動がある

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 長期休業は夏期、冬期、春期とする

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

### 第4章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（スポーツメカニクス科）、別表4（国際自動車整備科）とする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業 9時25分

終業 17時40分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校長 1名

(2) 教員 21名以上

(3) 講師 若干名

(4) 事務職員 若干名

(5) 学校医 1名

2. 校長は、校務全般を担当し、所属教職員を監督する。

### 第5章 入学、休学、退学、除籍、及び卒業

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、学校教育法第1条に定める高等学校又は同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

また、国際自動車整備科は上記に加え日本国内の日本語学校を卒業した留学生を対象とする。

(出願手続)

第11条 本校に入学しようとする者は、指定の期日までに、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、出願しなければならない。

(1) 入学願書（本校所定の様式）

(2) 卒業（又は卒業見込）証明書

(3) 成績証明書

(入学試験)

第12条 入学試験は、筆記試験その他を、校長が別に定める方法により行うものとする。

(合格者の決定)

第 13 条 入学試験の合格者の決定は、校長が別に定めるところにより行うものとする。

(入学手続)

第 14 条 合格者は、校長が指定する期日までに、次の各号に掲げる所定の書類に、別に定める入学時の納付金を添えて、提出しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 入寮申込書(入寮希望者のみ)

2. 誓約書の保証人は、独立して生計を営む成人者でなければならない。

(入学の許可)

第 15 条 校長は、前条の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。

(在学年限)

第 15 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 16 条 学生が休学する場合は、所定の様式を提出し校長の許可を得なければならない。なお、傷病の場合は医師の診断書等を添えること。

2. 前項の規定により休学の許可を得たものは、別に定める休学費を休学を開始する日までに納入しなければならない。

3. 第 1 項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。

4. 休学者が復学をする日は原則 4 月 1 日とし、休学は年度単位とする。

5. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(復学)

第 17 条 休学中の学生が、休学事由の消滅により復学しようとするときは、所定の様式にその事由を記入し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第 18 条 学生が退学しようとするときは、所定の様式にその事由を記入し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 18 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

(1) 第 16 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。

(2) 第 15 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2. 前項第 3 号及び第 4 号(死亡を除く。)の規定による除籍は別に定める。

(編入学および転科)

第 19 条 他校からの編入学は、本校の入学資格をもつ者に対し編入学条件と編入学試験の結果で認められる、当校の学科間の転科は転科条件と転科試験の結果で認められる。

(出席停止)

第 20 条 学生が感染症にかかる、又はかかった疑いやおそれがあると認められたときは、その学生に対して期間を定めて、出席停止を命ずることがある。

2. 学生の心身が健全でなく安全が確保できない場合は、医師からの診断書提出を求め、これより学業を続ける事が困難と校長が判断した場合は期間を定めて出席停止を命ずることがある。

(学習評価)

第 21 条 学習の評価は、試験を行い、その成績に基づき評価を行う。

(追試験)

第 21 条の 2 学生が傷病、その他やむを得ない事由により、定められた日に試験を受けることができなかった教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

(再試験)

第 21 条の 3 学生が、やむを得ない事由により試験が合格できなかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。

(判定試験)

第 21 条の 4 再試験を行っても合格できなかった教科については、本人の願い出により判定試験を行うことがある。

(進級又は卒業認定)

第 22 条 進級又は卒業の認定は、所定の学科試験及び実技試験の成績ならびに素行状況を総合して行う。

2. 一級自動車工学科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。

3. 一級自動車工学科において修了認定された者は 3 年次に仮進級できる。

4. 一級自動車工学科において仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(称号及び卒業証書の授与)

第 23 条 前条により各課程を修了し卒業を認定した学生に対し、それぞれの告示により専門士および高度専門士の称号および卒業証書を授与する。なお、必要があれば本人の申請により卒業証明書を発行する。卒業証書は、第 1 号様式（自動車整備科）、第 3 号様式（一級自動車工学科）、第 5 号様式（スポーツメカニクス科）、第 9 号様式（国際自動車整備科）、卒業証明書は、第 2 号様式（自動車整備科）、第 4 号様式（一級自動車工学科）、第 6 号様式（スポーツメカニクス科）、第 10 号様式（国際自動車整備科）による。

また、一級自動車工学科 2 年終了時に修了証書を発行する。（第 7 号様式）

## 第6章 賞 罰

(褒賞)

第24条 成績優秀にして他の模範となる者は、これを褒賞することがある。

(善行賞)

第25条 次の各号の一に該当する者には、善行賞を授与する。

- (1) 災害を未然に防止し、または非常の際、特に功労があった者。
- (2) 学校外における善行を表彰され、学校の名誉をあげた者。
- (3) その他前号に準ずる行為があった者。

(懲戒)

第26条 教育上必要があると認められたときは、校長は学生に懲戒を加えることがある。

2. 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で、改善の見込がないと認められる者。
- (2) 学力劣等で、成業の見込がないと認められる者。
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者。
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。

## 第7章 学生納付金及び入学検定料

(学生納付金及び入学検定料)

第27条 本校の学生納付金及び入学検定料は、次のとおりとする。(単位円)

|            | 学年  | 入学検定料   | 入学金      | 授業料     | 実験実習費   | 施設設備費   |
|------------|-----|---------|----------|---------|---------|---------|
| 自動車整備科     | 1年次 | 25,000  | 240,000  | 642,000 | 130,000 | 230,000 |
|            | 2年次 | —       | —        | 642,000 | 130,000 | 230,000 |
| 一級自動車工学科   | 1年次 | 25,000  | 240,000  | 642,000 | 130,000 | 230,000 |
|            | 2年次 | —       | —        | 642,000 | 130,000 | 230,000 |
|            | 3年次 | —       | —        | 642,000 | 220,000 | 230,000 |
|            | 4年次 | —       | —        | 642,000 | 220,000 | 230,000 |
| スポーツメカニクス科 | 1年次 | 25,000※ | 120,000※ | 642,000 | 220,000 | 230,000 |
| 国際自動車整備科   | 1年次 | 25,000  | 240,000  | 440,000 | 130,000 | 230,000 |
|            | 2年次 | —       | —        | 440,000 | 130,000 | 230,000 |
|            | 3年次 | —       | —        | 440,000 | 130,000 | 230,000 |

※：他校からの編入学の場合に限る。

2. 学生納付金の納入時期及び方法等については、別に定めるところによる。
3. 既納の学生納付金は、原則として返還しない。
4. スポーツメカニクス科は2024年度より開設する。

(学生納付金等の返還)

第27条の2 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学手続きの取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

## 第8章 健康 管 理

(健康診断)

第 28 条 健康診断は、毎年 1 回以上、実施する。

(障がいへの配慮)

第 29 条 「障がい」のある学生への指導、対応においては、当校課程の履修を妨げない範囲において、その多様性を認めた上で実施する。

## 第9章 そ の 他

(学生寮)

第 30 条 学生寮に関する事項は、校長が別に定める。

(校友会)

第 31 条 本校教育の目的を達するため、校友会を設け、会員相互の教育研鑽並びに親睦を図るものとする。

2. 本校に在学する学生は所定の会費を納入することにより、本校卒業と同時に校友会会員となる。

(委任)

第 32 条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は校長が定める。

## 附 則

この学則は、1983年4月1日から施行する。(第 1 刷り)

この学則は、1984年4月1日から施行する。(第 2 刷り)

この学則は、1985年4月1日から施行する。(第 3 刷り)

この学則は、1986年4月1日から施行する。(第 4 刷り)

この学則は、1987年4月1日から施行する。(第 5 刷り)

この学則は、1988年4月1日から施行する。(第 6 刷り)

この学則は、1989年4月1日から施行する。(第 7 刷り)

この学則は、1990年4月1日から施行する。(第 8 刷り)

この学則は、1991年4月1日から施行する。(第 9 刷り)

この学則は、1992年4月1日から施行する。(第 10 刷り)

この学則は、1993年4月1日から施行する。(第 11 刷り)

この学則は、1994年4月1日から施行する。(第 12 刷り)

この学則は、1995年4月1日から施行する。(第 13 刷り)

この学則は、1996年4月1日から施行する。(第 14 刷り)

この学則は、1997年4月1日から施行する。(第 15 刷り)

この学則は、1998年4月1日から施行する。(第 16 刷り)

この学則は、1999年4月1日から施行する。(第 17 刷り)

この学則は、2000年4月1日から施行する。(第 18 刷り)

この学則は、2001年4月1日から施行する。(第 19 刷り)

この学則は、2002年4月1日から施行する。(第 20 刷り)

この学則は、2003年4月1日から施行する。(第 21 刷り)

この学則は、2004年4月1日から施行する。(第 22 刷り)

この学則は、2005年4月1日から施行する。(第 23 刷り)

この学則は、2006年4月1日から施行する。(第 24 刷り)

この学則は、2007年4月1日から施行する。(第 25 刷り)



この学則は、2008年4月1日から施行する。(第26刷り)  
この学則は、2009年4月1日から施行する。(第27刷り)  
この学則は、2010年4月1日から施行する。(第28刷り)  
この学則は、2011年4月1日から施行する。(第29刷り)  
この学則は、2013年4月1日から施行する。(第30刷り)  
この学則は、2012年4月1日から施行する。(第31刷り)  
この学則は、2014年4月1日から施行する。(第32刷り)  
この学則は、2015年4月1日から施行する。(第33刷り)  
この学則は、2016年4月1日から施行する。(第34刷り)  
この学則は、2017年4月1日から施行する。(第35刷り)  
この学則は、2018年4月1日から施行する。(第36刷り)  
この学則は、2019年4月1日から施行する。(第37刷り)  
この学則は、2019年10月1日から施行する。(第38刷り)  
この学則は、2020年4月1日から施行する。(第39刷り)  
この学則は、2021年4月1日から施行する(第40刷り)  
この学則は、2023年4月1日から施行する(第41刷り)  
この学則は、2024年4月1日から施行する(第42刷り)

2. 第27条1項の教育充実費については、2014年度以降に入学した一級自動車工学科の3年次の学生から適用し、2013年度以前の入学生については、従前の学則による。
3. スポーツメカニクス科については、2017年度に開設する。  
この学則は、2017年4月1日から施行する。(第35刷り)
4. 2019年度にスポーツメカニクス科を廃止し、あらたに自動車整備・スポーツメカニクス科を開設する。(第37刷り)
5. 国際自動車整備科は2021年度より開設する。

別表 1 自動車整備科 教育課程と授業時数

(時数は 50 分で表示)

| 教 育 科 目   |       |             | 教 育 内 容 | 授 業 時 数 |       |       |
|-----------|-------|-------------|---------|---------|-------|-------|
|           |       |             |         | 1 年次    | 2 年次  | 計     |
| 専 門 科     | 学     | 自動車工学       | エンジン構造  | 290     | 60    | 350   |
|           |       |             | シャシ構造   |         |       |       |
|           |       |             | 電装品構造   |         |       |       |
|           |       |             | 力学      |         |       |       |
|           |       | 自動車整備       | エンジン整備  | 0       | 180   | 180   |
|           |       |             | シャシ整備   |         |       |       |
|           |       |             | 電装品整備   |         |       |       |
|           |       | 機器の構造・取扱    | 整備機器取扱  | 20      | 10    | 30    |
|           |       | 自動車検査       | 自動車検査   | 0       | 20    | 20    |
|           |       | 自動車整備に関する法規 | 自動車法規   | 0       | 20    | 20    |
|           | 計     |             |         | 310     | 290   | 600   |
|           | 実 習   | 工作作業        | 工作作業    | 20      | 0     | 20    |
|           |       | 測定作業        | 測定作業    | 40      | 0     | 40    |
| 自動車整備作業   |       | 基礎          | 540     | 550     | 1,090 |       |
|           |       | エンジン        |         |         |       |       |
|           |       | シャシ         |         |         |       |       |
|           |       | 電装          |         |         |       |       |
| 車両        |       |             |         |         |       |       |
| 自動車検査作業   | 自動車検査 | 0           | 50      | 50      |       |       |
| 計         |       |             | 600     | 600     | 1,200 |       |
| 専 門 教 育 計 |       |             |         | 910     | 890   | 1,800 |

別表 2

## 一級自動車工学科 教育課程と授業時数

(時数は 50 分で表示)

| 教 育 科 目       |               |             |         | 教 育 内 容  | 授業時数 |     |     |       |       |        |
|---------------|---------------|-------------|---------|----------|------|-----|-----|-------|-------|--------|
|               |               |             |         |          | 1年次  | 2年次 | 3年次 | 4年次   | 計     |        |
| 専 門 教 育       | 2 級 整 備 士 養 成 | 学 科         | 自動車工学   | エンジン構造   | 290  | 60  |     |       | 350   |        |
|               |               |             |         | シャシ構造    |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             |         | 電装品構造    |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             |         | 力学       |      |     |     |       |       |        |
|               |               | 学 科         | 自動車整備   | エンジン整備   |      | 180 |     |       | 180   |        |
|               |               |             |         | シャシ整備    |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             |         | 電装品整備    |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             |         | 機器の構造・取扱 |      |     |     |       |       | 整備機器取扱 |
|               |               | 自動車検査       |         | 自動車検査    |      | 20  |     |       | 20    |        |
|               |               | 自動車整備に関する法規 |         | 自動車法規    |      | 20  |     |       | 20    |        |
|               |               | 小計          |         |          | 310  | 290 |     |       | 600   |        |
|               |               | 実 習         | 工作作業    |          | 工作作業 | 20  |     |       |       | 20     |
|               |               |             | 測定作業    |          | 測定作業 | 40  |     |       |       | 40     |
|               |               |             | 自動車整備作業 | 基礎       | 540  | 550 |     |       | 1,090 |        |
|               | エンジン          |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
|               | シャシ           |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
|               | 電装            |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
|               | 車両            |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
|               | 自動車検査作業       |             | 自動車検査   |          | 50   |     |     | 50    |       |        |
|               | 小計            |             |         | 600      | 600  |     |     | 1,200 |       |        |
| 1 級 整 備 士 養 成 | 学 科           | 自動車工学       | エンジンA   |          |      | 80  |     | 80    |       |        |
|               |               |             | シャシA    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               | 自動車整備       | エンジンB   |          |      | 200 |     | 200   |       |        |
|               |               |             | シャシB    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 新技術A    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 新技術B    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 環境・安全   |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 総合診断    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               | 機器の構造・取扱    |         | 整備機器     |      |     | 10  |       | 10    |        |
|               |               | 自動車検査       |         | 自動車検査    |      |     | 5   |       | 5     |        |
|               |               | 自動車整備に関する法規 |         | 自動車法規    |      |     | 10  |       | 10    |        |
|               |               | サービス・マネジメント |         |          |      |     | 60  | 160   | 220   |        |
|               | 小計            |             |         |          |      | 365 | 160 | 525   |       |        |
|               | 実 習           | 工作作業        |         | 工作作業     |      |     | 5   |       | 5     |        |
|               |               | 測定作業        |         | 応用計測     |      |     | 10  |       | 10    |        |
|               |               | 自動車整備作業     | エアコン    |          |      | 440 |     | 440   |       |        |
|               |               |             | 車体電装    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | ECCS    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 新技術     |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | 騒音振動    |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               |             | AT      |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               | 自動車検査作業     |         |          |      | 10  |     | 10    |       |        |
|               | 小計            |             |         |          |      | 465 |     | 465   |       |        |
|               | 実 務 実 習       | 体験実習        | インターンⅠ  |          |      |     | 200 | 200   |       |        |
|               |               |             | インターンⅡ  |          |      |     |     |       |       |        |
|               |               | 評価実習        | 定期点検 1  |          |      |     | 620 | 620   |       |        |
| インターン前実習      |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| EV・新技術        |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| 定期点検 2        |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| 卒業研究          |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| アライメント        |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| 評価実習Ⅰ         |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| 評価実習Ⅱ         |               |             |         |          |      |     |     |       |       |        |
| 小計            |               |             |         |          |      | 820 | 820 |       |       |        |
| 専門教育計         |               |             |         | 910      | 890  | 830 | 980 | 3610  |       |        |

別表 3 スポーツメカニクス科 教育課程と授業時数（時数は 50 分で表示）

| 教育科目             |             |        | 教育内容    | 授業時数 |     |
|------------------|-------------|--------|---------|------|-----|
|                  |             |        |         | 3 年次 | 計   |
| 専<br>門<br>教<br>育 | 養<br>成      | 学<br>科 | 研修 1    | 30   | 30  |
|                  |             |        | 研修 2    |      |     |
|                  |             |        | 研修 3    |      |     |
|                  |             |        | 小計      | 30   | 30  |
|                  | 外<br>実<br>習 |        | 基本実習    | 770  | 770 |
|                  |             |        | 工作・金属加工 |      |     |
|                  |             |        | 運転技能    |      |     |
|                  |             |        | 応用実習    |      |     |
|                  |             |        | 研究授業    |      |     |
|                  |             |        | レース実践   |      |     |
|                  |             |        | 小計      | 770  | 770 |
|                  | 専門教育計       |        |         | 800  | 800 |

別表 4 国際自動車整備科 教育課程と授業時数（時数は 50 分で表示）

| 教 育 科 目          |                                 |        |            | 教 育 内 容  |      |     |      |       |     |
|------------------|---------------------------------|--------|------------|----------|------|-----|------|-------|-----|
|                  |                                 |        |            |          | 1 年次 | 2 年 | 3 年次 | 計     |     |
| 専<br>門<br>教<br>育 | 養<br>成<br>外                     | 学<br>科 | 自動車工学      | ガソリンエンジン | 520  |     |      | 520   |     |
|                  |                                 |        |            | ジーゼルエンジン |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | シャシ      |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 電装品      |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 工学       |      |     |      |       |     |
|                  |                                 | 小計     |            |          |      | 520 |      |       | 520 |
|                  |                                 | 実<br>習 | 自動車整備作業    | 整備作業     | 280  |     |      |       | 280 |
|                  |                                 |        |            |          |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            |          |      |     |      |       |     |
|                  |                                 | 小計     |            |          |      | 280 |      |       | 280 |
|                  | 2<br>級<br>整<br>備<br>士<br>養<br>成 | 学<br>科 | 自動車工学      | エンジン構造   |      | 290 | 60   | 350   |     |
|                  |                                 |        |            | シャシ構造    |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 電装品構造    |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 力学       |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        | 自動車整備      | エンジン整備   |      |     | 180  | 180   |     |
|                  |                                 |        |            | シャシ整備    |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 電装品整備    |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        | 機器の構造・取扱   | 整備機器取扱   |      | 20  | 10   | 30    |     |
|                  |                                 |        | 自動車検査      | 自動車検査    |      |     | 20   | 20    |     |
|                  |                                 |        | 自動車整備に関する法 | 自動車法規    |      |     | 20   | 20    |     |
|                  |                                 | 小計     |            |          |      | 310 | 290  | 600   |     |
|                  |                                 | 実<br>習 | 工作作業       | 工作作業     |      | 20  |      | 20    |     |
|                  |                                 |        | 測定作業       | 測定作業     |      | 40  |      | 40    |     |
|                  |                                 |        | 自動車整備作業    | 基礎       |      | 540 | 550  | 1,090 |     |
|                  |                                 |        |            | エンジン     |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | シャシ      |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 電装       |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        |            | 車両       |      |     |      |       |     |
|                  |                                 |        | 自動車検査作業    | 自動車検査    |      |     | 50   | 50    |     |
|                  |                                 | 小計     |            |          |      | 600 | 600  | 1,200 |     |
| 専門教育計            |                                 |        |            | 800      | 910  | 890 | 2600 |       |     |

## 様式

(第1号様式)

|                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                                                                         |
| <b>卒業証書</b>                                                                                                                 |
| 氏 名<br>生年月日                                                                                                                 |
| あなたは本校自動車整備科の<br>所定の課程（平成二十七年文<br>部科学省告示第二十三号によ<br>る職業実践専門課程）を収め<br>たので卒業証書を授与し文部<br>科学大臣告示により専門士<br>（工業専門課程）と証するこ<br>とを認める |
| 年 月 日<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長                                                                                |

(日本工業規格A列4番)

(第2号様式)

|                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                             |
| <b>卒業証明書</b>                                                                    |
| 卒業証書番号 第 号                                                                      |
| 氏 名<br>年 月 日生                                                                   |
| 上記の者は 年 月 日<br>本校自動車整備科の課程（工業専門課<br>程 専門士）を修了し、卒業したこと<br>を証明いたします。<br>年 月 日 発 行 |
| 栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長                      |

(日本工業規格A列4番)

(第3号様式)

|                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                                                                             |
| <b>卒業証書</b>                                                                                                                     |
| 氏 名<br>生年月日                                                                                                                     |
| あなたは本校一級自動車工学<br>科の所定の課程（平成二十七<br>年文部科学省告示第二十三号<br>による職業実践専門課程）を<br>収めたので卒業証書を授与し<br>文部科学大臣告示により高度<br>専門士（工業専門課程）と証<br>することを認める |
| 年 月 日<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長                                                                                    |

(日本工業規格A列4番)

(第4号様式)

|                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                                 |
| <b>卒業証明書</b>                                                                        |
| 卒業証書番号 第 号                                                                          |
| 氏 名<br>年 月 日生                                                                       |
| 上記の者は 年 月 日<br>本校一級自動車工学科の課程（工業専<br>門課程 高度専門士）を修了し、卒業<br>したことを証明いたします。<br>年 月 日 発 行 |
| 栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長                          |

(日本工業規格A列4番)

(第5号様式)

|                                               |   |
|-----------------------------------------------|---|
| 第                                             | 号 |
| 卒業証書                                          |   |
| 氏                                             | 名 |
| 生年月日                                          |   |
| あなたは本校スポーツメカニクス科<br>の所定の課程を収めたので卒業証書<br>を授与する |   |
| 月                                             | 日 |
| 学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校長            |   |

(第6号様式)

|                                                            |     |
|------------------------------------------------------------|-----|
| 第                                                          | 号   |
| 卒業証明書                                                      |     |
| 卒業証書番号                                                     | 第 号 |
| 氏                                                          | 名   |
| 年 月 日生                                                     |     |
| 上記の者は 年 月 日<br>本校スポーツメカニクス科の課程を修<br>了し、卒業したことを証明いたしま<br>す。 |     |
| 年 月 日 発 行                                                  |     |
| 栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長 |     |

(第7号様式)

|                                                      |   |
|------------------------------------------------------|---|
| 第                                                    | 号 |
| 修了証書                                                 |   |
| 氏                                                    | 名 |
| 生年月日                                                 |   |
| あなたは本校 一級自動車工<br>学科一、二年次の課程（二級<br>課程）を修了したことを証す<br>る |   |
| 年 月 日                                                |   |
| 学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長                  |   |

(第9号様式)

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                                |
| <b>卒業証書</b>                                                        |
| 氏 名<br>生年月日                                                        |
| あなたは本校国際自動車整備科の所定の課程を収めたので卒業証書を授与し文部科学大臣告示により専門士（工業専門課程）と証することを認める |
| 月 日<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校長                          |

(第10号様式)

|                                                            |
|------------------------------------------------------------|
| 第 号                                                        |
| <b>卒業証明書</b>                                               |
| 卒業証書番号 第 号                                                 |
| 氏 名<br>年 月 日生                                              |
| 上記の者は 年 月 日<br>本校国際自動車整備課程（工業専門課程 専門士）を修了し、卒業したことを証明いたします。 |
| 年 月 日 発行                                                   |
| 栃木県河内郡上三川町大字上郷 2120<br>学校法人 日産学園<br>専門学校 日産栃木自動車大学校<br>校 長 |

## 附 則

学則第27条3項の規定は、入学決定日から適用する。

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

この細則は、平成30年4月1日から実施する。

この細則は、2019年4月1日から実施する。

この細則は、2020年4月1日から実施する。

この細則は、2023年4月1日から施行する。